

－ 抵当証券等の購入話に関するご注意 －

抵当証券の発行・販売に関して、一部の業者が「財務局の承認を得ている。」旨の説明をして勧誘行為をしているとの情報や、金融商品取引業者としての登録を受けていない者が抵当証券業者の名を騙ってファンドの勧誘を行っているとの情報が当局に寄せられています。

抵当証券の発行・販売は、関係法令（抵当証券法、金融商品取引法、抵当証券業の規制等に関する法律（※））に基づいて行われるものですが、個々の抵当証券の発行・販売について、金融庁や財務局が承認を与えるということではなく、抵当証券の元本は国により保証されているものではありません。取引を行う場合においては、その業者の信用力を慎重に判断し、取引内容をよく理解することが必要です。

また、登録を受けていない者からの勧誘等には十分ご注意下さい。

※ 「抵当証券業の規制等に関する法律」は「金融商品取引法」の施行に伴い、平成19年9月に廃止されておりますが、廃止時点で登録を受けていた抵当証券業者については、その後6年間に限り、抵当証券を販売することができます。

問い合わせ先

関東財務局東京財務事務所

理財第4課 03-5842-7015

（注）平成21年7月に理財第5課から理財第4課に課名が変更されました。